

広島県告示第九百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道広島三次線	安芸高田市向原町戸島字中須賀二一〇八番一地从先から 安芸高田市向原町戸島字清永九九四番一地从先まで 安芸高田市向原町戸島字具路八七九番一地从先から 安芸高田市向原町戸島字徳久二〇八番四地从先まで 安芸高田市向原町戸島字神原九六番二地从先から 安芸高田市向原町戸島字出日一番九地从先まで	令和三年十一月八日